

○厚生労働省令第百八号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行に伴い、及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第六項第二号の規定に基づき、と畜場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

と畜場法施行規則の一部を改正する省令

と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第三(第十四条、第十六条関係) Q 熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染	別表第三(第十四条、第十六条関係) ランピースキン病、Q 熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

附 則

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。